

議員提出議案第 10 号

羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 112 条及び羽曳野市議会会議規則(昭和 56 年
羽曳野市議会規則第 3 号)第 13 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提
出いたします。

令和 7 年 12 月 23 日

羽曳野市議会
議長 外園康裕 殿

提出者
羽曳野市議会議員
黒川 実
通堂 義弘
花川 雅昭
笛井喜世子

提 案 理 由

昨今の社会経済情勢を反映した人事院の勧告及び羽曳野市特別職報酬等審議会の意見に鑑み、市議会議員の期末手当の支給額を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

第 1 条 羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 187 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 225」を「6 月に支給する場合には 100 分の 225、12 月に支給する場合には 100 分の 230」に改める。

第 2 条 羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 225、12 月に支給する場合には 100 分の 230」を「100 分の 227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

2 第 1 条の規定による改正前の羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合における期末手当の内払とみなす。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係</p> <p>羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該月額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 225、12 月に支給する場合には 100 分の 230</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条関係</p> <p>羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該月額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>
<p>第2条関係</p> <p>羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該月額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 227.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第2条関係</p> <p>羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該月額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 225、12 月に支給する場合には 100 分の 230</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>